

## 臨床研修病院の指定継続について

## 1 趣旨

今般、令和7年4月に地方独立行政法人化を予定している県立広島病院、JR広島病院から県へ、報告書の提出があったことから、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（通知）に基づき、臨床研修病院の指定継続について、地域医療対策協議会に協議するもの。

※ 令和6年2月定例会で、独立行政法人の定款について県議会の議決済み。  
今後、法人の中期目標等の議決や総務省の設立認可を受け、令和7年4月に地方独立行政法人へ移行予定。

## 2 対応案

県立広島病院については開設者の変更、JR広島病院については開設者及び名称の変更であり、移転前後の状況を総合的に勘案した結果、医療機関として同一性が認められ、引き続き臨床研修病院の指定基準を満たす予定であることから、指定を継続する。

## (1) 県立広島病院（予定）

①変更事項：開設者

②変更予定日：令和7年4月1日

③変更前後の状況 ※太枠内の変更

名称	前 県立広島病院 令和6年7月1日現在	後 県立広島病院
住所	広島市南区宇品神田1丁目5-54	広島市南区宇品神田1丁目5-54
開設者	広島県	地方独立行政法人 広島県立病院機構
二次医療圏	広島	広島
病床数	一般病床 662床	一般病床 662床
医師数	常勤 201名	常勤 201名
	非常勤（常勤換算） 20.2名	非常勤（常勤換算） 20.2名
	計 221.2名	計 221.2名
研修医の募集定員	1年次 16名	1年次 16名
	2年次 16名	2年次 16名
診療科	内科、外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科、移植外科、整形外科、形成外科、リハビリテーション科、脳神経外科・脳血管内治療科、小児外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、緩和ケア科、放射線診断科、放射線治療科、臨床腫瘍科、生殖医療科、ゲノム診療科、病理診断科、臨床研究検査科	内科、外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科、移植外科、整形外科、形成外科、リハビリテーション科、脳神経外科・脳血管内治療科、小児外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、緩和ケア科、放射線診断科、放射線治療科、臨床腫瘍科、生殖医療科、ゲノム診療科、病理診断科、臨床研究検査科

(2) JR 広島病院 (予定)

- ①変更事項：開設者、名称
- ②変更予定日：令和7年4月1日
- ③変更前後の状況 ※太枠内の変更

名称	前 JR 広島病院 令和6年7月1日現在	後 県立二葉の里病院
住所	広島市東区二葉の里三丁目 1-36	広島市東区二葉の里三丁目 1-36
開設者	医療法人 JR 広島病院	地方独立行政法人 広島県立病院機構
二次医療圏	広島	広島
病床数	一般病床 269床	一般病床 269床
医師数	常勤 63名	常勤 63名
	非常勤(常勤換算) 5名	非常勤(常勤換算) 5名
	計 68名	計 68名
研修医の募集定員	1年次 4名	1年次 4名
	2年次 4名	2年次 4名
診療科	内科、救急センター、外科、小児科、産婦人科、麻酔科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、放射線科、人工透析外科、病理診断科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、緩和ケア内科、健診センター	内科、救急センター、外科、小児科、産婦人科、麻酔科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、放射線科、人工透析外科、病理診断科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、緩和ケア内科、健診センター

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について (通知)

第2の4(1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請

エ 移転等の前後における当該病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲等を総合的に勘案し、当該病院としての同一性が認められる場合であって、かつ、当該移転等後の病院が指定基準を満たす場合には、引き続き指定を受けることができるものとする。

第2の25(3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。

カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。